いじめ対応フロー図　～いじめ問題発生時の組織的な対応～

岐阜市立島小学校

1 発見

担任・学年主任・生徒指導（いじめ対策監）
養護教諭・・等

■いじめの現場を発見
■本人からの訴え（アンケート・日記等）
■保護者からの訴え・児童、保護者からの情報
■上記以外からの情報提供　**24 時間以内に対応**

2 報告・共有

最優先

報告（口頭・記録）→ 学年主任
報告（口頭・記録）→ いじめ対策監
報告（口頭・記録）→ 校長・教頭・主幹教諭

発見後迅速に報告

記録にて報告

※校長不在時、教頭・主幹教諭は、必ず校長のお示を受けること

報告・相談

招集

4 聞き取り

必ず複数の職員で対応

■関係者から丁寧に聞く
■できる限り多くの情報
■聞き取りの内容
・いつ・どこで・誰が
・何を・どのように

【聞き取りの際の注意事項】
・児童が安心して話せる人や場所に配慮する
・関係者からの情報に食い違いがないか確認する
・情報提供者の秘密を厳守し、報復等が起こらないように細心の注意を払う
・被害児童の辛さや不安に寄り添う

岐阜市教育委員会安全支援課 265-4141
子ども・若者総合支援センター 269-1600
岐阜北警察署　233-0110
中央子ども相談センター　201-2111

3 組織対応

「学校いじめ対策組織」

助言

【外部専門家】
・スクールカウンセラー
・スクールソーシャルワーカー
・弁護士・医師　等

報告・情報の整理・共有

対応方針の決定

いじめ防止対策推進法に基づく組織的な対応
事案の状況により、対応者の決定
（校長・教頭・担任・いじめ対策監・養護教諭等）

■初期の組織対応
(1) 情報の整理と共有
・いじめの態様
・聞き取り状況　等
(2) 対応方針の決定
・本人のケア
・関係者への指導　等

■メンバー
・校長・教頭・主幹教諭
・教務主任・いじめ対策監
・当該学年主任・担任
・養護教諭・教育相談主任

適宜連絡 / 連携 ⇔ 保護者
保護者同士の会の設定

報告 / 指導 ⇔ 岐阜市教育委員会

相談 / 支援 ⇔ 子ども・若者総合支援センター 中央子ども相談センター

相談 / 支援 ⇔ 岐阜北警察署

報告 / 共通理解 ⇔ 職員会議

いじめ解消に向けた指導

児童が思い・気持ちを伝えあう場の設定